

北海道科学大学課外活動規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は、北海道科学大学学則第61条による学生の諸活動のうち、北海道科学大学（以下「本学」という。）の学生が団体を結成して課外活動をおこなう場合にこれを適用する。

(課外活動の目的)

第2条 学生の課外活動は、正課の学習以外において、各人の才能と趣味に応じた自主的活動により、人格陶冶、情操豊かな人間性の涵養及び自律心の鍛練等専ら社会人としての必要な資質を練成することにある。

第2章 学生団体結成・継続

(団体結成)

第3条 学生が学内において学生団体を結成しようとするときは、顧問及び責任者3名以上を定め、「団体結成願」に団体規約並びに団体構成員名簿を添え、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2 学生団体の構成員は、本学の学生でなければならない。

(団体継続)

第4条 学生団体が当該団体を継続しようとするときは、新責任者3名以上を定め、「団体継続届」に団体規約、団体構成員名簿を添え、毎年11月末までに学生課を経て、学生支援センター長へ届け出なければならない。

2 学生団体が部室の使用を希望するときは、前項の届け出に、「部室使用願」を添えなければならない。

3 第1項の団体継続の届け出がない学生団体は、解散したものとみなす。

(名簿提出)

第5条 学生団体は、毎年5月10日までに4月末現在の団体構成員名簿を、学生課を経て、学生支援センター長へ提出しなければならない。

(予算・決算の報告)

第6条 学生団体の予算及び決算に関する一切の収支は、毎会計年度ごとに、学生課を経て、学生支援センター長へ報告しなければならない。

(願い、届け出変更)

第7条 学生団体は、顧問、責任者及び団体規約に変更があったときは、速やかに学生課を経て、

学生支援センター長へ届け出なければならない。

第3章 学外活動

(学外活動届)

第8条 学生団体又はその構成員が、学外において課外活動をしようとするときは、「学外活動届」に参加者名簿・実施要領・計画書等関係書類を添えて、その期日の7日前までに、学生課を経て、学生支援センター長へ届け出なければならない。

2 学外活動をしたときは、終了後7日以内に、責任者がその結果について記載した「学外活動報告書」を、学生課を経て、学生支援センター長へ提出しなければならない。

(学外団体への加盟)

第9条 学生団体が学外団体に加盟しようとするときは、事前に、「学外団体加盟願」に加盟しようとする団体の規約並びに関係書類を添え、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

第4章 印刷物等の持ち込み・発行・配布・掲示

(印刷物等の持ち込み禁止)

第10条 学生団体又はその構成員は、本学の秩序をみだす恐れがある印刷物等を、学内へ持ち込んで서는ならない。

(印刷物等の発行・配布・掲示の願い出)

第11条 学生団体又はその構成員が、学内又は学外において、部報・会報・研究誌・新聞・ビラ・その他これに類するものを発行・配布・掲示しようとするときは、その期日の7日前までに「印刷物等の発行・配布・掲示願」に原稿又は写しを添え、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2 掲示物には、その掲示物の責任者の氏名を明記しなければならない。

(印刷物等の配布・掲示の指定)

第12条 学内における配布・掲示は、学生支援センター長が指定した期間及び場所において、おこなわなければならない。

2 指定された期間を経過した掲示物は、責任者において直ちに撤去しなければならない。

第5章 放送

(放送)

第13条 学生団体又はその構成員が学内において放送しようとするときは、事前に「放送願」に放送要旨を添え、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

第6章 行事・集会等

(行事・集会等)

第14条 学生団体又はその構成員が学内又は学外において次の行為をおこなおうとするときは、その期日の10日前までに、「行事・集会等願」に関係書類を添え、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

- (1) 集会・講演会・討論会・興行・コンサート等
- (2) 遊説・集団行進・示威運動・宣伝活動等
- (3) 世論調査・アンケート調査等
- (4) 署名運動・募金・カンパ活動等
- (5) その他、行事を主催する場合

第7章 施設・設備・備品等の使用

(施設・設備・備品等の使用)

第15条 学生団体又はその構成員は、課外活動として本学の施設・設備・備品等を使用することができる。その場合は、「北海道科学大学施設・設備・備品等使用規程」の定めるところによる。

第8章 合宿

(合宿)

第16条 学生団体又はその構成員が学内又は学外において合宿をおこなおうとするときは、その期日の7日前までに、「合宿願」に参加者名簿・日程計画表を添え、学生課を経て、学生支援センター長の許可を受けなければならない。

2 本学の合宿場を使用するときは、「北海道科学大学合宿場使用規程」の定めるところによる。

第9章 その他

(特別活動)

第17条 学生団体又はその構成員が本規程によらない特別な活動をおこなおうとするときは、事前に、学生課を経て、学生支援センター長の指導を受けなければならない。

(活動の禁止及び解散)

第18条 学生団体又はその構成員の行為が、本学の秩序をみだしあるいは名誉を傷つけ、もしくはその恐れがあると認められるときは、その活動を禁止し、又は団体の解散を命ずることがある。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
この規程の施行により、「北海道工業大学学生の諸活動に関する規程」は、これを廃止する。
- 1 この規程の改正は、平成2年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日から施行する。